

## 参考 1 飼料業務管理規則（例 1 対象：飼料等製造業者）

### 「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に係る飼料業務管理規則」

#### （目的）

第 1 条 この規則は、平成 15 年 9 月 16 日付「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について」(15 消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知、以下「ガイドライン」という)に基づき、当社が取扱う飼料および飼料添加物(以下「飼料等」という)について、A 飼料(反すう動物用飼料)への B 飼料(A 飼料以外の飼料、餌料等)および動物由来たん白質等の混入を防止することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 次に定める用語の定義の他、ガイドライン第 2 の定義および「反すう動物用飼料への動物由来たん白質混入防止ガイドラインの解説および Q&A(平成 16 年 3 月、社団法人日本科学飼料協会)」の 3 章の解説によるものとする。

「原材料」とは、飼料等を製造するための原料、材料およびプレミックス、混合飼料をいう。

「製品」とは、目的の飼料等を製造し完成した飼料等およびその半製品をいう。

「施設」とは飼料等の原材料の受入れから製品の輸送までを行うための設備を備えた建物およびその場所をいう。

「設備」とは、飼料等の受入れ、保管、加工、出荷等を行うために備えられた機械器具等をいう。

#### （納入原材料の製造方法等の確認）

第 3 条 当社の A 飼料の製造に用いる原材料を製造又は輸入している者に対して次の事項を確認する。

当該原材料を製造する事業場において B 飼料又は動物由来たん白質等を製造又は使用しているか。

同事業場において B 飼料、動物由来たん白質等を製造又は使用している場合は、当該原材料の受け入れ、製造施設、保管施設、出荷施設等に

において A 飼料と区別して取り扱われているか。

同事業場から当該原材料を出荷する際、A 飼料を区別して輸送しているか。

当該原材料の容器に「A 飼料」、「反すう動物用飼料」等反すう動物用飼料専用である旨の表示の方法および有無。

- 2 1 の確認は当該原材料の製造業者自ら確認することができる。
- 3 2 により確認した場合は、その結果に当該飼料等の製造責任者のサイン等を記した証明書を作成させ、その証明書を保管する。
- 4 新規製造業者および新たな飼料等を取扱いする場合は事前に 1 から 3 の確認を行う。
- 5 確認は原則として毎年度行う。

( 製造事業場の管理の総則 )

第 4 条 飼料等の事業場の施設、設備および作業員に関する管理は、次のとおりとする。

A 飼料を製造する施設は原則として B 飼料と分離した施設とし、閉鎖系とする。

A 飼料を製造する設備は閉鎖系の設備とする。

作業等で閉鎖を解除する場合は、製造管理者の承認を得た後、粉塵等が混入しないよう覆い等をして作業をする。

A 飼料を製造する施設において従事する作業員は、原則として専従とする。

A 飼料を製造する施設に A 飼料の作業員以外の者が入る場合は、被服、靴等を交換し又はエアール等で付着物を除去する。

A 飼料を製造する施設、設備において使用する容器、清掃の用具等は専用とする。

A 飼料を製造する施設、設備については、定期的に清掃する。

A 飼料を製造する施設、設備は、粉塵等の飛散が最小限となる構造とする。

A 飼料を製造する施設、設備においての作業は、粉塵等の飛散が最小限となる方法により実施する。

( 原材料の受入時の管理 )

第 5 条 原材料の受入れに際し、次の事項について管理を行い、その管理の結果を記録する。

A 飼料の受入れ場所の専用化が困難な場合は、B 飼料の受入れ場所および投入口とは仕切等で区別する。

A 飼料を受け入れた場合は、納品伝票等と当該飼料とを照合するとともに、容器に「A 飼料」等反すう動物用飼料である旨の表示の有無を確認

する。

A 飼料等で容器に「A 飼料」の表示のない飼料等があった場合は、伝票、容器の表示等から A 飼料であることを確認し、確認が出来ない飼料等は A 飼料の原材料としない。

飼料等の容器に破れ等がないことを確認し、破れ等がある場合は、こぼれ防止等の措置をする。

原材料の投入口は、受入れ荷口ごとに清掃する。

#### (原材料の保管時の管理)

第 6 条 原材料の保管に際し次の事項について管理を行い、その管理の結果を記録する。

A 飼料を保管するタンク、倉庫等の施設は原則として原材料ごとに専用化する。

袋物等で専用化が出来ない場合は、A 飼料と B 飼料および動物性たん白質飼料と区分けして保管する。区分けして保管する場合は、仕切り板又は覆いをする等、粉塵等による汚染を防止する。

止むを得ず A 飼料の保管施設に B 飼料を保管した場合は、洗浄クリーニングした後残留のないことを確認して後でなければ、A 飼料の保管場所としない。

保管中の飼料等には当該原材料の内容を明らかにする名称等を掲示する。

保管中に破袋等が生じた場合は、速やかに清掃するとともに、当該容器のこぼれ防止措置を講ずる。

A 飼料に用いるフォークリフト、パレット等で専用化が困難な場合は、汚染のないように洗浄した後 A 飼料に使用する。

#### (搬送時の管理)

第 7 条 A 飼料の搬送についての管理は次のとおりとする。

A 飼料を容器により搬送する場合は、B 飼料の混入を防ぐためその容器にふた等の混入防止対策を講じる。

B 飼料が A 飼料のみを扱う場所を通過した場合および B 飼料による汚染の疑いがある場合は、飼料製造管理者の承認を得た後、すみやかに当該場所を洗浄クリーニングした後、残留のないことを確認して後でなければ、A 飼料を搬送しない。

#### (製造時の管理)

第 8 条 A 飼料の製造(原材料の搬送後、粉碎、配合、加工し製品として搬送するまでをいう。この条において同じ)に際し、次の事項について管理を行い、その管理の結果を記録する。

A 飼料等に使用する原材料と配合設計とを照合し、動物由来たん白質等が混入することがないかを確認する。

製造ロットごとにサンプリングし、目視により動物由来たん白質等の混入の有無等をチェックをする。

A 飼料のみを製造する施設に粉塵の侵入等により B 飼料による汚染の疑いがある場合は、飼料製造管理者の承認を得た後、すみやかに当該場所を洗浄クリーニングし、残留のないことを確認して後でなければ、A 飼料を製造しない。

#### (バラ製品の保管時の管理)

第 9 条 製品(以下同じ)のバラによる保管に際し、次の事項について管理を行い、その管理の結果を記録する。

A 飼料のバラ製品のタンクは原則として銘柄ごとに専用化する。

A 飼料のバラ製品をトランスバッグ等の容器で保管する場合は、その容器に銘柄名を表示する。

A 飼料のバラ保管施設で B 飼料による汚染の疑いがある場合は、飼料製造管理者の承認を得た後、すみやかに当該場所を洗浄クリーニングし、残留のないことを確認して後でなければ、A 飼料を保管しない。

#### (容器等の管理)

第 10 条 原材料の容器および製品の容器については、次の事項について管理を行う。

原材料の使用済み紙袋等の容器は、B 飼料の容器と区別して保管する。

原材料に繰り返し使用するトランスバッグ等の容器は、B 飼料のトランスバッグと区別して保管する。

製品に使用する紙袋、トランスバッグ等の容器は、B 飼料の容器と区別して保管する。

製品に使用する紙袋、トランスバッグ等の容器に「A 飼料」の文字を表示する。

繰り返し製品の輸送に使用するトランスバッグ等の容器は、清掃等クリーニングした物とない物とを区別して保管する。

繰り返し製品の輸送に使用するトランスバッグ等の容器は、定期的に清掃クリーニングまたは洗浄クリーニングをする。

#### (製品の小分け時の管理)

第 11 条 製品の小分けに際し、次の事項についての管理を行い、その管理の結果を記録する。

A 飼料の製品を小分けする際、当該飼料等の容器に「A 飼料」の文字が

表示されているかを確認する。

A 飼料の製品の紙袋等の容器に破れ等がないことを確認する。

(製品の保管の管理)

第 12 条 紙袋、トランスバッグ等の容器で保管する際、次の事項について管理を行う。

保管場所を専用化できない場合は、A 飼料と B 飼料とを区分けして保管する。

A 飼料の保管場所が B 飼料の汚染又は汚染の疑いがある場合は、飼料製造管理者の承認を受け、すみやかに清掃クリーニングする。

B 飼料の保管場所を A 飼料の保管場所とする場合は、飼料製造管理者の承認を受け、清掃クリーニングを行い、目視等により残留物がないことを確認した後 A 飼料の保管場所とする。

保管中の飼料等には、当該飼料等の名称を掲示する。

保管中の飼料等で破れ等がある場合は、すみやかに荷こぼれ等の防止を行う。

(出荷時における管理)

第 13 条 飼料等の出荷に際し、次の事項について管理を行い、その管理の結果を記録する。

出荷施設を専用化ができない場合は、粉塵等の飛散が届かない距離に B 飼料の出荷施設とするか、仕切り等で区分けした施設とする。

出荷伝票と製品との照合を行う。

A 飼料専用の容器であり、かつ当該容器に「A 飼料」の文字が表示されているかを確認する。

「A 飼料」の表示が脱落していた場合は、当該飼料等が A 飼料であることを確認し、すみやかに当該容器に「A 飼料」の表示を付す。

(輸送時の管理)

第 14 条 製品をトラック、バルク車等に積載する際、次の事項について管理し、その管理の結果を記録する。

積載する車両が、清掃されていることを目視等により確認する。

積載する車両が汚染の疑いがあるときは清掃又は洗浄した後積載する。

積載するバルク車に「A 飼料」等である旨の表示があるかを確認する。

原則として A 飼料と B 飼料は混載しない。

止むを得ず A 飼料と B 飼料とを混載する場合は、仕切り板又は覆い等をする。

(汚染時の管理)

第 15 条 飼料等の製造施設、製造設備、容器等で汚染又は汚染の疑いが生

じた場合および返品については、次の事項について管理する。

A 飼料、A 飼料の容器、A 飼料を取り扱う施設等が B 飼料、動物性たん白質に汚染又は汚染の疑いが生じた場合は、速やかに飼料製造管理者に報告する。

報告を受けた飼料製造管理者は、速やかに汚染の拡散を防止するため汚染の範囲の特定、清掃又はクリーニングの方法を定め実施させる。

飼料製造管理者は、清掃又は洗浄クリーニングの実施を確認し、汚染の恐れがないことを確認した後でなければ、業務を再開させてはならない。

返品された飼料等の返品の原因を確認する。

返品された飼料等は、A 飼料であるか B 飼料であるかの確認および A 飼料であって B 飼料を給与する農家からの返品であることを確認する。

返品された飼料は、他の飼料等とは分けし、かつ A 飼料、B 飼料とも分けして保管する。

返品された A 飼料については、B 飼料又は動物由来たん白質等に汚染していないことを確認出来た物のみ A 飼料として再製することが出来る。

飼料製造管理者は、汚染の内容、範囲、清掃又は洗浄クリーニングの方法等の汚染処置および返品の内容、処置方法等について記録する。

#### (業務管理の委託)

第 16 条 当ガイドラインに基づく業務管理のうち、一部を他の事業者による業務管理を委託する場合は、次の事項について契約、調査、確認等を行う。

当該ガイドラインに基づく業務管理のうち飼料等の保管、輸送等の管理についての業務は委託して行うことができる。

の管理の委託については、当該事業者との間に業務管理受委託契約書等による契約を結ぶ。

業務管理を委託し事業者に対し、定期的に業務管理の結果を報告させる。

委託した事業者又は事業場に対し定期的に業務管理状況の調査、確認を行う。

#### (業務管理体制)

第 17 条 ガイドラインに基づき定めた本規則を実地に管理するため、飼料製造管理者を設置し、次の業務を行う。

飼料製造管理者は、飼料安全法第 25 条に基づき定めた者とする。

飼料製造管理者の指示の下に補助員を置くことができる。

飼料製造管理者は、本規則に基づく管理業務を実地に遂行する。

飼料製造管理者は、ガイドラインに基づき定めた「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に係る飼料品質管理規則」に基づき実施した品質管理結果を当該業務管理に反映させる。

第 16 条に基づき業務管理を委託している場合は、定期的にその業務管理の内容を委託事業者から報告させるとともに、その事業場の管理状況について調査、確認を行う。

飼料製造管理者は、各条の規定に基づいて管理した業務内容、結果等を記録する。

( 帳簿の保管 )

第 18 条 本規則に基づき記録した帳簿等は 8 年間保存する。

( 附則 )

本規則は平成 年 月 日から施行する。

## 参考 2 飼料業務管理規則（例 2 対象：飼料等輸入・販売業者）

「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に係る飼料業務管理規則」（対象物：紙袋等の包装容器に入った飼料等）

（目的）

第 1 条 この規則は、平成 15 年 9 月 16 日付「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について」（15 消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知、以下「ガイドライン」という）に基づき、当社が取扱う飼料および飼料添加物（以下「飼料等」という）について、A 飼料（反すう動物用飼料）への B 飼料（A 飼料以外の飼料、餌料）および動物性たん白質等の混入を防止することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において用いる用語の定義は、ガイドライン第 2 の定義によるものとする。

（取り扱い飼料等の製造方法等の確認）

第 3 条 取扱いの A 飼料を製造している製造業者に対し、当該業者の施設又は設備において B 飼料、動物性たん白質を製造又は使用しているかを確認する。

2 1 において B 飼料、動物性たん白質を製造又は使用している場合は、原料の受け入れ、製造施設、保管施設、出荷施設において A 飼料と区別して取り扱われているかを確認する。

3 A 飼料を構成する原材料について動物性たん白質等の含有の有無について確認を行う。

4 1 から 3 の確認は当該飼料等の製造業者自ら確認することができる。

5 4 により確認した場合は、その結果に製造責任者のサインを記した確認書を作成させ、その確認書を保管する。

6 新規製造業者および新たな飼料等を取扱いする場合は事前に 1 から 3 の確認を行う。

7 確認は原則として毎年度行う。

（飼料等への表示管理）

第 4 条 A 飼料の容器に「A 飼料」の表示を行う。

2 1 に基づく表示は当該飼料等を製造する事業者に行わせることができる。



( 受け入れ時の管理 )

第 5 条 A 飼料と B 飼料の荷下し場所は区分けする。

- 2 A 飼料を保管施設に受け入れた場合は、納品伝票等と商品とを照合するとともに、容器に「A 飼料等反すう動物用飼料である旨の表示の有無を確認する。
- 3 A 飼料等で容器に「A 飼料」の表示のない飼料等があった場合は、伝票、容器の表示等から「A 飼料」であることを確認し、当該容器に「A 飼料」の表示を付すものとする。
- 4 飼料等の容器に破れ等がないことを確認する。
- 5 取扱いに際し粉塵の飛散を最小限に抑えること。

( 保管時における管理 )

第 6 条 A 飼料を保管する施設は専用又は B 飼料および動物性たん白質飼料と区分けして保管する。

- 2 保管中の飼料等には当該飼料の内容を明らかにする対象家畜等を掲示する。
- 3 止むを得ず B 飼料と隣接して保管する場合は仕切り板又は覆いをする等、粉塵等による汚染を防止する。
- 4 保管中に破袋等が生じた場合は、速やかに清掃するとともに、当該容器のこぼれ防止措置を講ずる。
- 5 A 飼料の清掃に用いる容器、ほうき等は専用化する。
- 6 原則として A 飼料に用いるフォークリフト、パレット等は専用化する。  
なお、専用化が困難な場合は、汚染の無いように洗浄した後 A 飼料に使用する。

( 出荷時における管理 )

第 7 条 出荷伝票と商品との照合を行うとともに、A 飼料は容器に「A 飼料」等反すう動物用飼料である旨の表示の有無を確認する。

- 2 A 飼料等で「A 飼料」の表示が脱落等していた場合は、当該容器に「A 飼料」の表示を付す。
- 3 A 飼料と B 飼料を区分けして出荷する。
- 4 取扱いに際し粉塵の飛散を最小限に抑えること。

( 輸送時の管理 )

第 8 条 積載車両が、清掃されていることを目視により確認する。

- 2 車両が汚染の恐れがあるときは清掃又は洗浄した後積載する。
- 3 原則として A 飼料と B 飼料は混載しない。
- 4 止むを得ず A 飼料と B 飼料とを混載する場合は、仕切り板又は覆い等をする。

( 汚染又は汚染の疑いが生じた場合の対応 )

第 9 条 A 飼料、A 飼料の容器、A 飼料を取り扱う施設等が B 飼料、動物性たん白質に汚染又は汚染の疑いが生じた場合は、速やかに混入防止対策責任者に報告する。

2 報告を受けた混入防止対策責任者は、速やかに汚染の拡散を防止するため汚染の範囲の特定、清掃又はクリーニングの方法を定め実施させる。

3 混入防止対策責任者は、清掃又は洗浄クリーニングの実施を確認し、汚染の恐れがないことを確認した後でなければ、業務を再開させてはならない。

4 混入防止対策責任者は、汚染の内容、範囲、清掃又は洗浄クリーニングの方法について記録する。

( 業務管理の委託 )

第 10 条 第 5 条から第 9 条についての管理は委託して行うことができる。

2 1 の管理の委託については、当該事業者との間に業務管理受委託契約書等による契約を結ぶものとする。

3 業務管理を委託された事業者は、定期的に業務管理の結果を報告する。

4 委託した事業者又は事業場に対し定期的に業務管理状況の確認を行う。

( 混入防止対策責任者 )

第 11 条 部に「混入防止対策責任者」を置く。

2 混入防止対策責任者の指示の下に補助員を置くことができる。

3 混入防止対策責任者は、本規則に基づき実地に管理を行う。

4 混入防止対策責任者は、別に定める「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に係る飼料品質管理規則」に基づき実施した品質管理結果を当該業務管理に反映させる。

( 業務管理 )

第 12 条 混入防止対策責任者又は混入防止対策責任補助員は、第 4 条から第 9 条まで措置を実地に管理する。

2 業務管理の確認結果等を記録する。

3 第 9 条に基づき業務管理を委託している場合は、定期的にその業務管理の内容を報告させるとともに、その管理状況について調査・確認を行う。

( 品質管理 )

第 13 条 ガイドライン第 4 の 2 に基づき別に定めた「飼料品質管理規則」により実施する。

( 帳簿等の保管 )

第 14 条 本規則に基づく業務管理の実施およびその確認に関する帳簿は 8

年間保存する。

2 当該帳簿の保存、管理は 部とする。

(附則)

本規則は平成 年 月 日から施行する。

### 参考 3 飼料品質管理規則（例 1 対象：飼料等製造業者）

#### 「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に係る飼料品質管理規則」

##### （目的）

第 1 条 この規則は、平成 15 年 9 月 16 日付「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について」(15 消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知、以下「ガイドライン」という。)に基づき、当社取扱いの飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）について、A 飼料（反すう動物用飼料）への B 飼料（A 飼料以外の飼料）及び動物性たん白質等の混入を防止することを目的とする。

##### （定義）

第 2 条 この規則に用いる用語の定義は、次に定める用語以外はガイドライン第 2 の定義によるものとする。

「原材料」とは、飼料等を製造するための原料、材料及びプレミックス、混合飼料をいう。

「製品」とは、目的の飼料等を製造し完成した飼料等及びその半製品をいう。

##### （原材料及び製品の内容確認）

第 3 条 別に定める「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に係る飼料業務管理規則」（以下「業務管理規則」という）第 3 条において確認した原材料の、原材料名、製造、保管、出荷方法及び品質管理状況についての確認結果を品質管理台帳に記録する。

2 当社が製造する A 飼料について、銘柄ごとに使用する原材料、配合割合等当該飼料についての基本的事項を品質管理台帳に記録する。

3 確認及び記帳は原則として毎年度行う。

##### （品質管理体制）

第 4 条 ガイドラインに基づき定めた本規則を実地に管理するため、品質管理責任者を設置し、次の業務を行う。

品質管理責任者は、品質管理室長とする。

品質管理責任者の指示の下に補助員を置くことができる。

品質管理責任者は、本規則に基づき実地に管理を行う。

品質管理責任者は、品質管理の結果を業務管理規則に基づき設置された飼料製造管理者に報告する等、製造、品質について連携して管理を行う。

品質管理の結果が業務管理に反映されているかを定期的に検証する。

品質管理者は、各条の規定に基づき実施する品質管理の内容、結果を記録する。

#### (品質管理の方法)

第5条 原材料及び製品の品質を検査するため、次により検査用試料を採取する。

納入されたA飼料用の原材料は、入荷の都度検査用の試料を採取する。

製造したA飼料の製品は、製造ロットごとに検査用の試料を採取する。

2 原材料及び製品の品質の確認、検査は次により実施する。

1により採取した試料は、目視等により動物由来たん白質の混入の有無を検査する。

1により採取した試料のうち、原材料構成、入荷又は製造頻度等を勘案して、定期的に試験検査を実施する。

試験検査は、原材料構成、製造方法等を考慮して、顕微鏡鑑定、ELISA法、PCR法等から選択して実施する。

試験検査は、第三機関に依頼して行うことができる。

検査の結果は、その都度、飼料製造管理者（混入防止対策責任者）に報告する。

3 製造、保管等の施設について定期的に検査を実施する。

4 1により採取された試料の一部は、当該飼料等が消費されるまでの間は冷暗所に保管する。

5 1から4の品質管理の内容、結果等について記録する。

#### (汚染時の対応)

第6条 原材料又は製品で検査の結果、A飼料等から動物性たん白質が検出された場合は、速やかに飼料製造管理者に報告する。

2 品質管理責任者は、A飼料の製造施設等でB飼料又は動物由来たん白質等の汚染又は汚染の疑いのため、洗浄クリーニング等の処置をした場合は、その施設等に残留物がないことを確認する。

3 返品された製品について、返品の原因、B飼料による汚染の可能性等を確認又は検査し、焼却又は再生等の処分方法を定め飼料製造管理者に報告する。

( 記録及び保存 )

第 7 条 各条に規定する品質管理の業務の記録は 8 年間保存する。

2 記録すべき事項は、第 3 条の規定に基づき確認した事項、原材料受入、保管、製品の製造、保管、出荷の年月日、数量等の基本的事項及び検査の年月日、実施者、結果、処置内容等とする。

( 附則 )

本規則は平成 年 月 日から施行する。

## 参考 4 飼料品質管理規則（例 2 対象：飼料等輸入業者）

### 「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に係る飼料品質管理規則」

#### （目的）

第 1 条 この規則は、平成 15 年 9 月 16 日付「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について」(15 消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知、以下、「ガイドライン」とする。)に基づき、当社取扱いの飼料及び飼料添加物(以下「飼料等」という。)について、A 飼料(反すう動物用飼料)への B 飼料(A 飼料以外の飼料)及び動物性たん白質等の混入を防止することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この規則に用いる用語の定義は、ガイドライン第 2 の定義によるものとする。

#### （取扱い飼料等の内容の確認）

第 3 条 「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に係る飼料業務管理規則」(以下「業務管理規則」という。)第 3 条の 1、2 及び 3 において確認した、取扱いの A 飼料について銘柄ごとに原材料名、製造、保管、出荷方法及び品質管理状況を品質管理台帳に記帳する。

2 確認及び記帳は原則として毎年度行う。

#### （品質管理責任者の設置）

第 4 条 部に「品質管理責任者」を置く

2 品質管理責任者は、本規則に基づき実地に管理を行う。

3 品質管理責任者は、定期的に業務管理規則に基づき品質管理を行った結果が、反映されているかを検証する。

#### （品質管理方法）

第 5 条 取扱いの A 飼料等については、取扱い数量等入荷口数に応じて適宜検査を実施する。

2 新規製造業者及び新たな A 飼料等を取り扱う場合は、事前に検査を実施する。

- 3 検査の実施は、第三者に依頼して実施することができる。
- 4 検査方法は、顕微鏡鑑定、ELISA、PCR 法のうち、取扱い飼料の原材料、製造方法等を考慮し選択して実施する。
- 5 検査の結果は、その都度混入防止対策責任者に報告する。

( 汚染又は汚染の疑いが生じた場合の対応 )

- 第 6 条 検査の結果、動物性たん白質が検出された場合は、速やかに混入防止対策責任者に報告する。
- 2 汚染した飼料等について A 飼料と隔離するとともに汚染の原因を究明する。
  - 3 混入防止対策責任者は、汚染した飼料等の処置方法、処置結果等について品質管理責任者に報告する。
  - 4 汚染又は汚染の疑いが生じた飼料等を再び取扱う場合は、事前に検査を実施する。

( 品質管理の記録及び保存 )

- 第 7 条 検査の結果を記録し 8 年間保存する。
- 2 記録すべき事項は、第 3 条の確認事項、業務管理規則に基づく受入、保管、出荷時の確認のほか、輸入年月日、採取年月日、検査年月日、検査実施機関名、検査結果、処置内容等とする。
  - 3 当該帳簿の保存、管理は 部が行う。

( 附則 )

本規則は平成 年 月 日から施行する。